

外国人技能実習機構の概要と 主な業務について

令和元年7月12日

OTIT 外国人技能実習機構
札幌事務所

目次

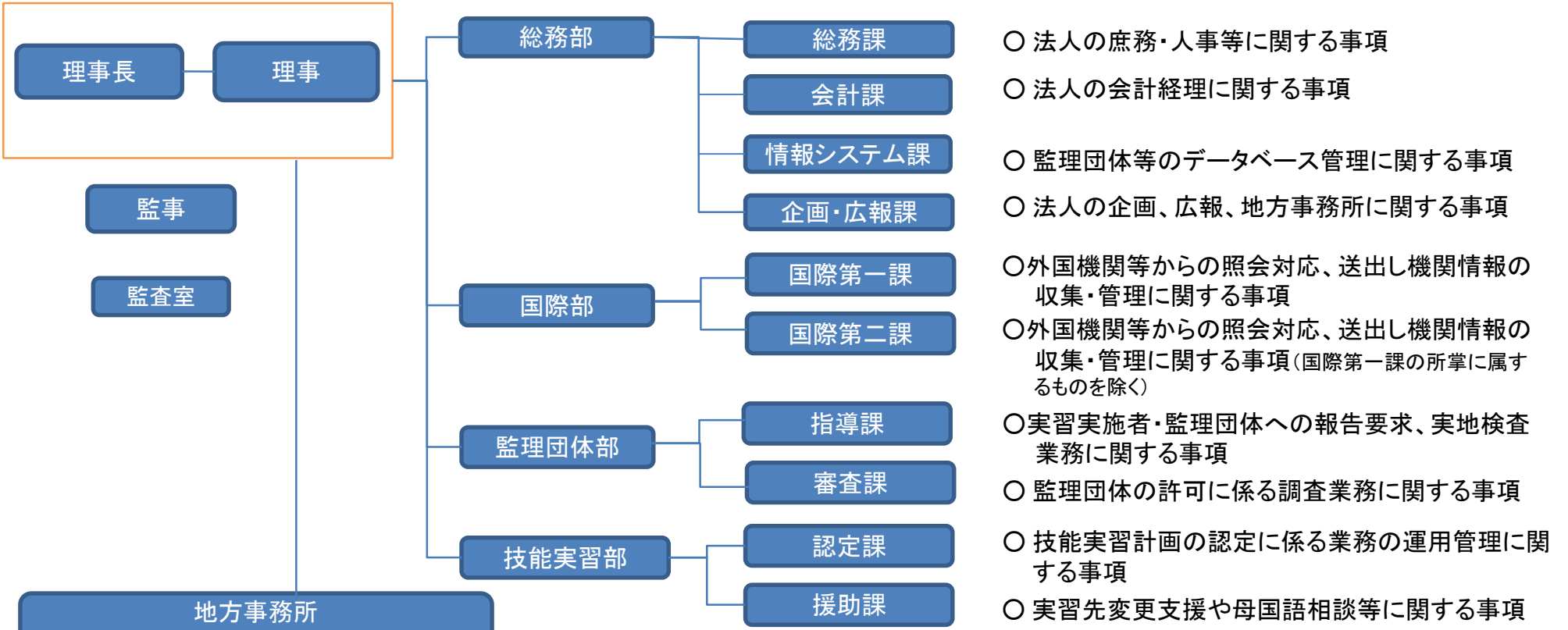
1 . 機構の概要	1
2 . 機構の主な業務	4
3 . 各種統計	11

1. 機構の概要

外国人技能実習機構について

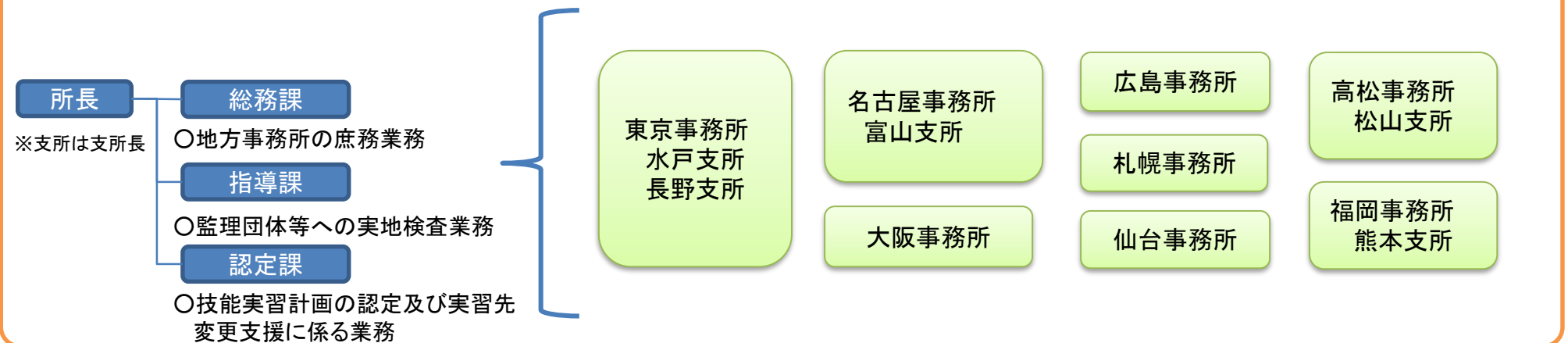
- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員 理事長 鈴木 芳夫
理 事 達谷窟 庸野
小出 賢三
金原 主幸
監 事 江原 由明
藤川 裕紀子(非常勤)
- 予算 交付金 62億1,141万円(令和元年度予算)
- 業務内容 1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助等
- 本部所在地 港南庁舎(総務部・国際部・監理団体部)
〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階
海岸庁舎(技能実習部)
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階
URL: <http://www.otit.go.jp>
- 地方事務所・支所 13か所(札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本)

機構の組織・体制について



- 法人の庶務・人事等に関する事項
- 法人の会計経理に関する事項
- 監理団体等のデータベース管理に関する事項
- 法人の企画、広報、地方事務所に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項(国際第一課の所掌に属するものを除く)
- 実習実施者・監理団体への報告要求、実地検査業務に関する事項
- 監理団体の許可に係る調査業務に関する事項
- 技能実習計画の認定に係る業務の運用管理に関する事項
- 実習先変更支援や母国語相談等に関する事項

地方事務所 (13か所(本所8ヶ所、支所5ヶ所))



2. 機構の主な業務

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること

- ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
- ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること

- ・ 技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

外国人技能
実習機構

技能実習計画の認定

技能実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣
(地方出入国在留管理局長)

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

技能実習生の受入れ

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方出入国在留管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

（許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務）

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

（機構による事務の実施）

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせる

ときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務

二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2～3 （略）

（機構による事実関係の調査の実施）

第二十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2～7 （略）

技能実習生の支援・保護（1）

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8カ国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時
ベトナム語	月、火、水、木、金 11:00～19:00
中国語	月、水、金 11:00～19:00
インドネシア語	火、木 11:00～19:00
フィリピン語	火、土 11:00～19:00
英語	火、土 11:00～19:00
タイ語	木、土 11:00～19:00
カンボジア語	木 11:00～19:00
ミャンマー語	金 11:00～19:00

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、出入国在留管理庁長官又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護（2）

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更に当たって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「**実習生向け実習先変更支援サイト**」（<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>）を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約49万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

3. 各種統計

新たな技能実習制度における件数（1）

1 監理団体許可件数（平成31年3月末現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
北海道	17 件 (うち介護職種 1 件)	42 件 (うち介護職種 4 件)	59 件 (うち介護職種 5 件)

（注1）一般監理事業とは、技能実習1号、2号及び3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回の許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）

（注2）特定監理事業とは、技能実習1号及び2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回の許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）

新たな技能実習制度における件数（2）

2 技能実習計画認定件数（平成31年3月末現在）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
札幌事務所	北海道	24 件 (うち介護職種 3件)	15,341 件 (うち介護職種 66件)	15,365件 (うち介護職種 69件)

（注1）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（注2）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れて傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

新たな技能実習制度における件数（3）

3. 相談件数（平成31年2月末現在）

母国語相談件数 2,533件（電話1,903件、メール603件、手紙27件）

【主な相談内容】

- 労働環境に関すること
- 労働基準に関すること
- 職種に関すること
- 3号移行等技能実習制度の手続きに関すること

4. 申告・援助・支援件数（平成31年2月末現在）

申告件数	77件
実習先変更支援件数	50件
宿泊援助件数	26件

【主な実習先変更理由】

- 実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- 実習実施者の倒産・経営悪化

新たな技能実習制度における件数（4）

5. 受検支援件数（平成31年2月末現在）

受検支援 取次人数	278,479件
-----------	----------